

令和6年第11回教育委員会定例会議事日程

1 日 時

令和6年10月29日（火） 午前9時30分から

2 場 所

島本町役場 3階 委員会室

3 議 事

第1 会議録確認委員の決定

第2 第15号報告 令和6年度小学生すくすくウォッチ（5・6年生）の結果について

第3 第38号議案 島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について

第4 第39号議案 島本町子ども・子育て会議規則の一部改正について

第 3 8 号 議 案

島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について

教育長に対する事務委任規則（昭和 3 4 年島本町教育委員会規則第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 6 年 1 0 月 2 9 日 提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛

島本町教育委員会規則第 号

島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

島本町教育委員会事務局組織に関する規則（平成9年島本町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号を次のように改める。

(3) 保育幼稚園課

第8条子育て支援課の項中「子育て支援課」を「保育幼稚園課」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 子ども・子育て支援事業計画及び子ども・子育て会議に関すること。

第8条子育て支援課の項中第7号から第9号までを削り、第10号を第7号とし、第11号を第8号とし、第12号を第9号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。

(島本町教育委員会の職員で特別の勤務に従事するものの勤務時間等の特例に関する規則の一部改正)

2 島本町教育委員会の職員で特別の勤務に従事するものの勤務時間等の特例に関する規則（平成9年島本町教育委員会規則

第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までを削り、同項第 5 号中「(前号に掲げる職員を除く。)」を削り、同号を同項第 1 号とし、同項中第 6 号を第 2 号とし、第 7 号を削り、第 8 号を第 3 号とし、第 9 号を第 4 号とし、第 10 号及び第 11 号を削り、同項第 12 号中「子育て支援課」を「保育幼稚園課」に改め、同号を同項第 5 号とする。

別表第 1 号から第 4 号までを削り、同表第 5 号中「(前号に掲げる職員を除く。)」を削り、同号を同表第 1 号とし、同表第 6 号中「午前 8 時」を「午前 7 時 45 分」に改め、同号を同表第 2 号とし、同表中第 7 号を削り、第 8 号を第 3 号とし、第 9 号を第 4 号とし、第 10 号及び第 11 号を削り、同表第 12 号中「子育て支援課」を「保育幼稚園課」に改め、同号を同表第 5 号とする。

第 3 8 号議案資料

島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について

1 提案理由

市町村こども家庭センター（（仮称）こどもすこやかセンター）設置に伴い、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

市町村こども家庭センター（（仮称）こどもすこやかセンター）設置に伴う組織改編により、各課における分掌事務等、所要の改正を行う。

3 新旧対照表

4 施行期日

令和 7 年 1 月 1 日

島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則
新旧対照表

○島本町教育委員会事務局組織に関する規則（本則関係）

改 正 案	現 行
<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に教育こども部を置く。</p> <p>2 前項の部に次の課を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>保育幼稚園課</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第8条 課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>教育総務課 略</p> <p>教育推進課 略</p> <p><u>保育幼稚園課</u></p> <p>(1) <u>子ども・子育て支援事業計画及び子ども・子育て会議</u>に関すること。</p> <p>(2) 保育所に関すること。</p> <p>(3) 認定こども園に関すること。</p> <p>(4) 家庭的保育事業等に関すること。</p> <p>(5) 認可外保育施設に関すること。</p> <p>(6) 地域子ども・子育て支援事業その他地域の子育て支援に関すること (他の部及び課の所管に属するものを除く。)</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に教育こども部を置く。</p> <p>2 前項の部に次の課を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>子育て支援課</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第8条 課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>教育総務課 略</p> <p>教育推進課 略</p> <p><u>子育て支援課</u></p> <p>(1) <u>子ども・子育て支援に関する施策の企画及び総合調整に関すること</u>。</p> <p>(2) 保育所に関すること。</p> <p>(3) 認定こども園に関すること。</p> <p>(4) 家庭的保育事業等に関すること。</p> <p>(5) 認可外保育施設に関すること。</p> <p>(6) 地域子ども・子育て支援事業その他地域の子育て支援に関すること (他の部及び課の所管に属するものを除く。)</p> <p>(7) <u>家庭児童相談</u>に関すること。</p> <p>(8) <u>児童虐待の防止</u>に関すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>(7) 幼稚園に関すること（教育指導を除く。）。</p> <p>(8) 所管に係る関係団体等との連絡及び調整に関すること。</p> <p>(9) 所管事務に係る調査、研究、統計及び広報に関すること。</p>	<p>(9) 要保護児童対策地域協議会に関すること。</p> <p>(10) 幼稚園に関すること（教育指導を除く。）。</p> <p>(11) 所管に係る関係団体等との連絡及び調整に関すること。</p> <p>(12) 所管事務に係る調査、研究、統計及び広報に関すること。</p>

○島本町教育委員会の職員で特別の勤務に従事するものの勤務時間等の特例に関する規則（附則第2項関係）

改正案		現行	
<p>(勤務時間等) 第2条 次に掲げる職員の勤務時間、週休日等は、別表に定めるところによる。</p> <p>(1) 町立保育所に勤務する職員 (2) 町立幼稚園に勤務する職員 (3) 町立人権文化センターに勤務する職員のうち生涯学習に従事する職員 (4) 町立図書館に勤務する職員 (5) 教育総務課、保育幼稚園課及び生涯学習課に勤務する職員（前各号に掲げる職員を除く。）</p>		<p>(勤務時間等) 第2条 次に掲げる職員の勤務時間、週休日等は、別表に定めるところによる。</p> <p>(1) 町立小学校に勤務する職員のうち給食調理に従事する職員 (2) 町立小学校に勤務する職員のうち児童の介護に従事する職員 (3) 町立中学校に勤務する職員のうち生徒の介護に従事する職員 (4) 町立保育所に勤務する職員のうち給食調理に従事する職員 (5) 町立保育所に勤務する職員（前号に掲げる職員を除く。） (6) 町立幼稚園に勤務する職員 (7) 町立学童保育室に勤務する職員 (8) 町立人権文化センターに勤務する職員のうち生涯学習に従事する職員 (9) 町立図書館に勤務する職員 (10) 町立歴史文化資料館に勤務する職員 (11) 町立体育館に勤務する職員 (12) 教育総務課、子育て支援課及び生涯学習課に勤務する職員（前各号に掲げる職員を除く。）</p>	
別表		別表	
号	職員の区分	勤務時間	休憩時間
1	町立小学校に勤務する職員のうち給食調理に従事する職員	午前7時30分から午前8時15分までの間に交代で時差出勤し、午後4時から午後4時45分までの間に交代で時差出勤	45分の範囲内で校長が定める時刻から時刻まで
2	町立小学校に	午前8時から	45分の範囲
			週休日及び日曜日

改 正 案		現 行					
				勤務する職員のうち児童の介護に従事する職員	午後4時30分まで	圃内で校長が定める時刻から時刻まで	土曜日
				町立中学校に勤務する職員のうち生徒の介護に従事する職員	午前7時45分から午前8時30分までの間に時差出勤し、午後4時15分から午後5時までの間に時差退勤	45分の範囲内で校長が定める時刻から時刻まで	日曜日及び土曜日
				町立保育所に勤務する職員のうち給食調理に従事する職員	午前8時30分から午後5時まで	45分の範囲内で所長が定める時刻から時刻まで	日曜日及び52週間ごとの期間内で職員ごとに指定する日
1	町立保育所に勤務する職員	略	略	町立保育所に勤務する職員(前号に掲げる職員を除く。)	略	略	略
2	略	略	略	略	午前7時45分から午前9時30分までの間に時差出勤し、午後4時30分から午後6時まで	略	略
3				勤務する職員のうち児童の介護に従事する職員	午後4時30分まで	圃内で校長が定める時刻から時刻まで	土曜日
4				町立保育所に勤務する職員のうち給食調理に従事する職員	午前8時30分から午後5時まで	45分の範囲内で所長が定める時刻から時刻まで	日曜日及び52週間ごとの期間内で職員ごとに指定する日
5	町立保育所に勤務する職員	略	略	町立保育所に勤務する職員(前号に掲げる職員を除く。)	略	略	略
6	略	略	略	略	午前8時から午前9時30分までの間に時差出勤し、午後4時30分から午後6時まで	略	略

改 正 案		現 行	
	の間に時差退勤		
<u>3</u>	略	略	略
<u>4</u>	略	略	略
<u>5</u>	教育総務課、保育幼稚園課及び生涯学習課に勤務する職員（前各号に掲げる職員を除く。）	略	略
<u>7</u>	町立学童保育室に勤務する職員	の間に時差退勤 午前8時30分から午前9時30分までの間に時差出勤し、午後5時から午後6時までの間に時差退勤	45分の範囲内で室長が定める時刻から時刻まで 52週間ごとの期間内で職員ごとに指定する日
<u>8</u>	略	略	略
<u>9</u>	略	略	略
<u>10</u>	町立歴史文化資料館に勤務する職員	午前9時から午後5時30分まで	月曜日及び52週間ごとの期間内で職員ごとに指定する日
<u>11</u>	町立体育館に勤務する職員	午前9時から午後5時30分まで	52週間ごとの期間内で職員ごとに指定する日
<u>12</u>	教育総務課、子育て支援課及び生涯学習課に勤務する職員（前各号に掲げる職員を除く。）	略	略

第 3 9 号 議 案

島本町子ども・子育て会議規則の一部改正について

教育長に対する事務委任規則（昭和34年島本町教育委員会規則第1号）第1条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 6 年 1 0 月 2 9 日 提 出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛

島本町規則

第 号

島本町教育委員会規則

島本町子ども・子育て会議規則の一部を改正する規則

島本町子ども・子育て会議規則（平成26年
島本町規則
島本町教育委

第1号)の一部を次のように改正する。
員会規則

第8条中「教育委員会事務局教育こども部子育て支援課」を
「教育委員会事務局教育こども部保育幼稚園課」に改める。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

第 3 9 号議案資料

島本町子ども・子育て会議規則の一部を改正する規則

1 提案理由

市町村こども家庭センター（(仮称) こどもすこやかセンター）設置による組織改編に伴い、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

子ども・子育て会議の庶務を司る担当課を保育幼稚園課に改めるもの（第 8 条関係）。

3 新旧対照表

4 施行期日

令和 7 年 1 月 1 日

島本町子ども・子育て会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(庶務) 第8条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会事務局教育こども部保育 <u>幼稚園課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第8条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会事務局教育こども部子育 <u>て支援課</u>において処理する。</p>

第 1 5 号 報 告

令和 6 年 度 小 学 生 す く す く ウ オ ッ チ (5 ・ 6 年 生)
の 結 果 に つ い て

標 記 の こ と に つ い て 、 別 紙 の と お り 報 告 い た し ま す 。

令 和 6 年 1 0 月 2 9 日 提 出

島 本 町 教 育 委 員 会

教 育 長 横 山 寛

令和6年度小学生すくすくウォッチ 結果概要

実施日：令和6年4月17日(水)～4月25日(木)※期間内で学校が実施日を決定
 対象・内容：第5学年(国語・算数・理科・わくわく問題(教科横断型問題)、アンケート)
 第6学年(理科・わくわく問題(教科横断型問題)、アンケート)

第5学年実施校数：4校(府内954校)
 第5学年実施児童数：330人(府内63,629人)

第6学年実施校数：4校(府内953校)
 第6学年実施児童数：303人(府内64,578人)

1. 平均正答率

分類	区分	平均正答率(%)	
		島本町	大阪府
学習指導要領の領域等	全体	81.2	73.4
	知識及び技能	83.5	75.0
	(1)言葉の特徴や使い方に關する事項	78.2	70.7
	(2)情報の扱い方に關する事項	49.1	51.3
	(3)我が国の言語文化に關する事項	-	-
評価の観点	思考力・判断力・表現力等	76.7	64.9
	知識・技能	81.2	73.4
	思考・判断・表現	76.7	64.9

良好
 ○主語と述語の關係に注意して、述語を正しく書く。
 ○文中の助詞を正しく使う。

分類	区分	平均正答率(%)	
		島本町	大阪府
学習指導要領の領域等	全体	43.6	36.7
	数と計算	45.4	38.4
	図形	37.6	30.4
	測定/変化と關係	45.4	38.4
	データの活用	50.6	44.6
評価の観点	知識・技能	52.1	42.5
	思考・判断・表現	37.2	32.2
	主体的に学習に取組む態度	-	-

良好
 ○二つの數量について、關係を□・△で表す。
 ○直線の垂直について理解し、道のりについて考える。

分類	区分	平均正答率(%)	
		島本町	大阪府
学習指導要領の領域等	全体	65.6	61.9
	「エネルギー」を柱とする領域	63.5	60.4
	「粒子」を柱とする領域	76.3	74.9
	「生命」を柱とする領域	93.6	86.4
	「地球」を柱とする領域	53.3	48.4
評価の観点	知識・技能	70.8	67.3
	思考・判断・表現	56.5	52.5
	主体的に学習に取組む態度	-	-

良好
 ○昆虫の育ち方の順序、名称を理解する。
 ○水の蒸発について、実際の現象にあてはめて述べる。

分類	区分	平均正答率(%)	
		島本町	大阪府
学習指導要領の領域等	全体	65.9	63.7
	「エネルギー」を柱とする領域	63.7	63.4
	「粒子」を柱とする領域	82.2	75.9
	「生命」を柱とする領域	84.2	82.0
	「地球」を柱とする領域	46.4	40.3
評価の観点	知識・技能	72.4	69.9
	思考・判断・表現	54.7	52.7
	主体的に学習に取組む態度	-	-

良好
 ○水の蒸発について、実際の現象にあてはめて述べる。
 ○水を熱して沸き立つ状態となることの名称を理解する。

わくわく問題(5・6年生)

分類	区分	平均正答率(%)	
		島本町	大阪府
観点	全体	69.3	63.3
	A 図や表、グラフ、短い文章、会話文等の内容を関連付けて、正しくとらえる。	73.5	65.6
	B 図や表、グラフ、短い文章、会話文等の内容を関連付けて、それをもとに論理的に考える。	62.2	56.5
	C 図や表、グラフ、短い文章、会話文等の内容を関連付けて、それをもとに新たな課題を考える。	76.2	68.8
	D 図や表、グラフ、短い文章、会話文等の内容を関連付けて、それをもとに自分の考えをまとめ、伝える。	80.7	74.3
問題をとらえる	E 興味・関心のある事について、意欲的に工夫して相手に伝える。	89.7	85.3
	文章から読み取る	72.5	66.5
	図や表から読み取る	62.9	56.8
伝える	資料の情報を整理して伝える	66.0	60.2
	自身で考えたことを伝える	67.3	61.7
良好	理由や根拠を明確にして伝える	80.7	74.3

良好
 ○物事の整理の仕方や、複数の資料を読み取り、論理的に思考する。
 ○日常的な場面の中で、算数的な能力を使って問題を解決する。

課題
 ●文章、及び図表から必要な情報を読み取り、正しいものを選択する。
 ●会話や図表の読み取りを通して、関連付けて論理的に考える。

<結果概要>

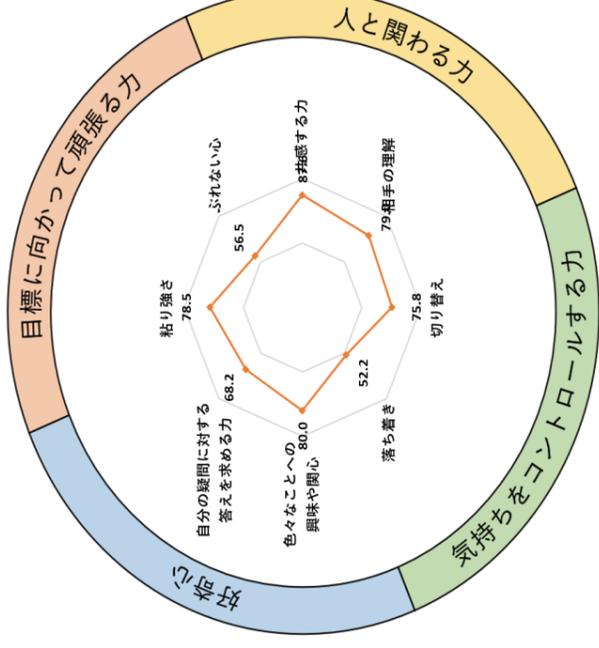
国語：大阪府平均と比較し、7.8ポイント正答率が高い結果となった。文法事項に係る問題で高い正答率であった一方、漢字の書き取りや故事成語の理解に課題が見られた。

算数：大阪府平均と比較し、6.9ポイント正答率が高い結果となった。「知識・技能」の問題形式が高い正答率であった一方、「思考・判断・表現」の問題形式に対して課題が見られた。

理科(5年生)：大阪府平均と比較し、3.7ポイント正答率が高い結果となった。「生命」を柱とする領域で高い正答率であった一方、「粒子」を柱とする領域に課題が見られた。

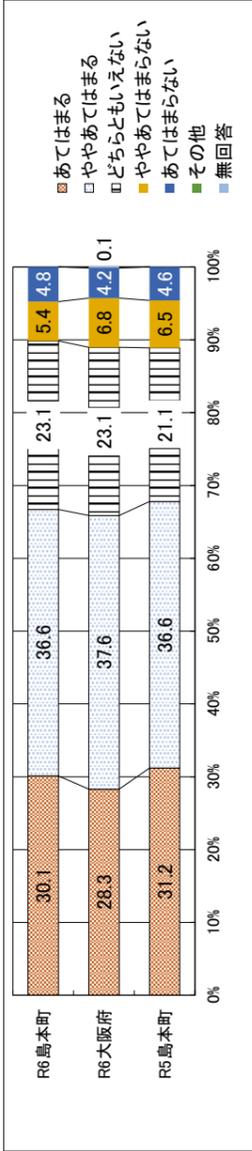
理科(6年生)：大阪府平均と比較し、2.2ポイント正答率が高い結果となった。「粒子」を柱とする領域が高い正答率であった一方、「エネルギー」を柱とする領域に課題が見られた。

わくわく問題：大阪府平均と比較し、6.0ポイント正答率が高い結果となった。「興味・関心のある事」がらについて、意欲的に工夫して相手に伝える」分野において課題が見られた。

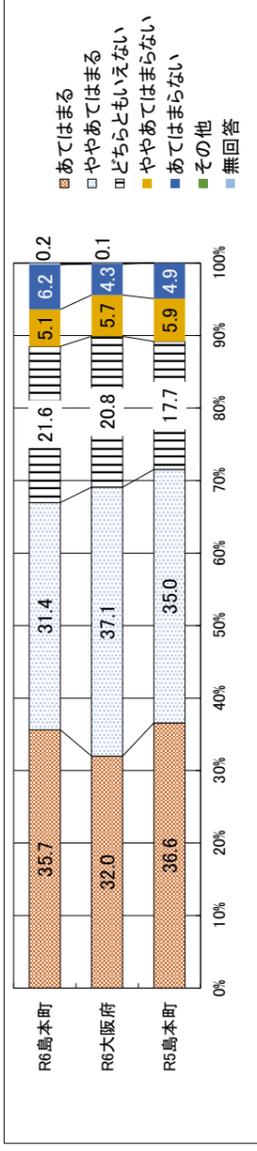


2. アンケート(抜粋)

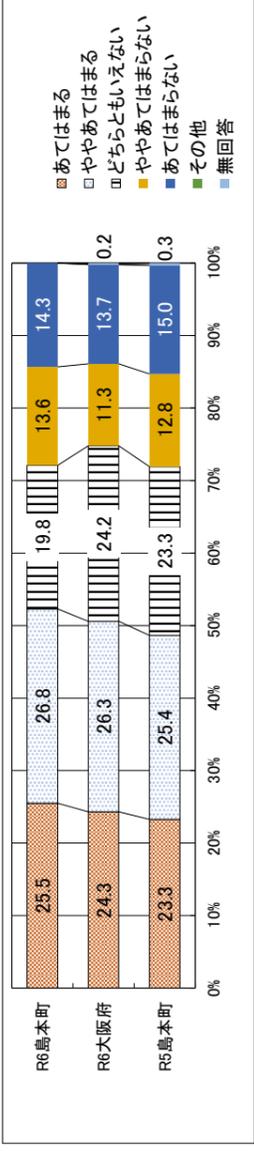
(5) 難しいことがあっても、あきらめない



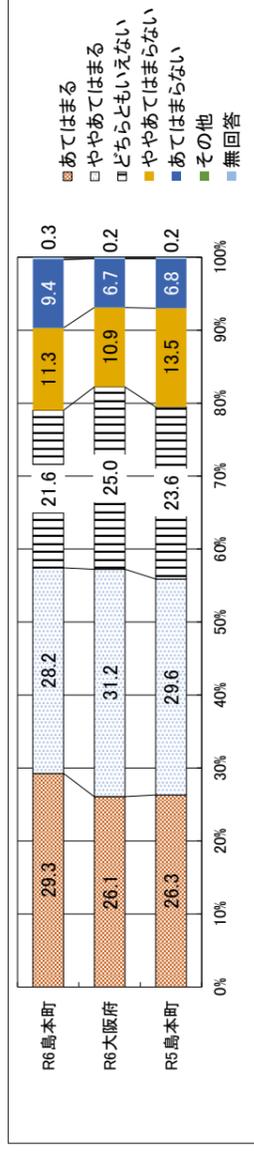
(13) 自分と違う考え方の人と話しているとき、その人がどうしてそのように考えているかわかろうとする



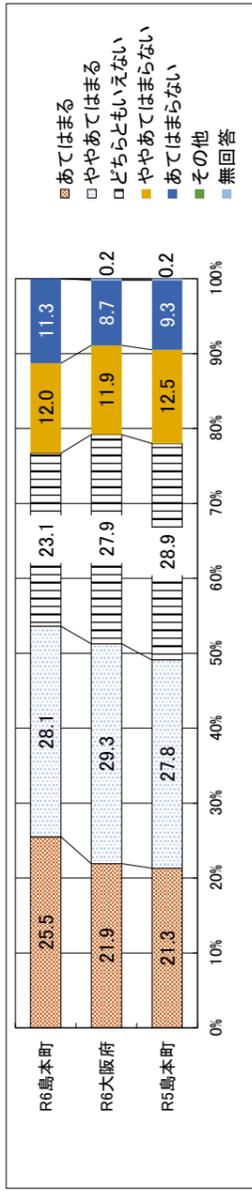
(20) つらい気持ちになることがあったときは、態度や表情に出す



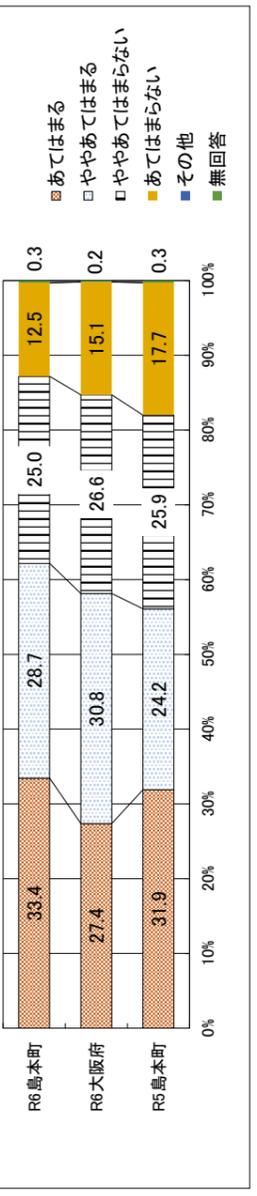
(25) はっきりした明快な答えがでるまでずっと考える



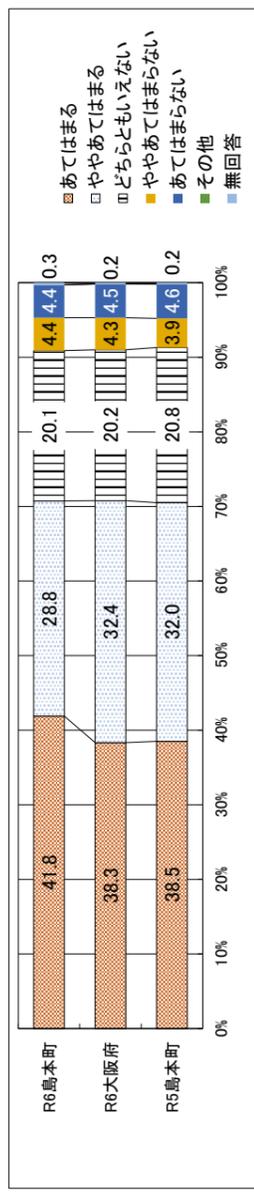
(26) 予期しない出来事が起きたとき、原因がわかるまで調べる



(47) 自分の考えを積極的に発言している



(59) 課題や問題に取り組んでいる途中で、うまくいかなかったときは、やり方を変えている



アンケート結果について
 令和5年度に作成した「みつまるキッズプラン」の指導書記載のとおり、本年度から「みつまるキッズプラン」の成果指標の一つとして本アンケートを活用し、当該プランで身に付けさせたい方である「自己表現力」「課題探究力」「社会参画力」が身についたかを検証していくこととする。
 ○(25)(26)の課題探究に向かう姿勢についてや、(47)の積極的な自己表現について、(59)の課題に対する試行錯誤の姿勢を問う設問について、強肯定の対府比がそれぞれ(25)が3.2ポイント、(26)が3.6ポイント、(47)が6.0ポイント、(59)が3.5ポイント上回っている。各小学校において、児童主体の課題探究や対話を重視した授業改善がなされてきた結果であると考えられる。今後はこれらの指標を踏まえ、「自己表現力」や「課題探究力」の伸ばしを図るための指導を把握していく必要がある。
 ●一方で、継続した学習について問う(5)や、他者理解について問う(13)については、強肯定が対府比では上回っているものの、令和5年度の対府比と比較すると、それぞれ(5)が1.1ポイント、(13)が0.9ポイント下回っている。これらの設問は全ての学習活動の基礎であることに加え、「みつまるキッズプラン」が目指す子ども像である「違いを理解し自他を尊重する子ども」の実現にも深く関わる内容である。引き続き児童の実態を丁寧に観察し、取り組みを進めていく必要がある。